

昭和 61 年 3 月 24 日
教 育 長 決 定

東京都立学校の授業料等減免取扱要領

1 目 的

この要領は、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和 38 年東京都教育委員会規則第 13 号。以下「規則」という。）第四条及び第十条の二の規定に基づき、東京都立学校の授業料等減免に関する事務処理の必要な事項について定めることを目的とする。

2 減免の対象及び減免の額

規則第四条及び第十条の二に定める「教育長が別に定める基準」は、次のとおりとする。

なお、①から③までに該当する者のうち、高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援に係る高等学校等修学支援事業費補助金又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）（以下「就学支援金等」という。）の支給要件を満たすものは減免の対象外とする。

基 準	減 免 の 額
① 生活保護受給世帯	全額免除
② 生活保護受給世帯と同程度の世帯	全額免除
③ 生活保護受給世帯に準ずる世帯	1／2 減額
④ 月の中途（月の初日を除く。）に都立学校以外の学校から都立学校に転学した者のうち、在学期間が就学支援金等の支給期間を超過しないもの	転学した月に係る授業料等の全額免除
⑤ 留学（※1）又は病気療養（※2）により在学期間が就学支援金等の支給期間を超過したもの	超過した月に係る授業料等の全額免除
⑥ 単位制による定期制課程又は通信制課程に在学する者のうち、就学支援金又は学び直しへの支援の支給要件を満たしているもので、次のいずれかの単位数を超過したもの ア 履修登録単位数が通算で 74 単位又は年間で 30 単位 イ 再入学した場合において、次の（ア）から（ウ）までの単位数の合計が 74 単位 (ア) 既に取得した単位のうち卒業に必要な単位として認定を受けた単位数 (イ) 再入学後の就学支援金の支給対象単位数 (ウ) 学び直し支援金の支給対象単位数 (イ) と重複する単位を除く。)	就学支援金又は学び直しへの支援の支給決定を受けた期間における、超過した単位に係る授業料等の全額免除

⑦	単位制による定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、高校生等臨時支援の支給要件を満たしているもので、年間で18単位を超過したもの（※3）	高校生等臨時支援の支給決定を受けた期間における、超過した単位に係る授業料等の全額免除
⑧	特別支援学校専攻科に在籍する者のうち、次のいずれかに該当しないもの（※3） ア 特別支援学校専攻科を修了した者 イ 特別支援学校専攻科に在学した期間（休学期間を除く。）が修業年限を超える者	全額免除
⑨	その他教育長が特に必要と認める者	全額免除又は1／2減額

※1 留学 平成11年4月1日付10教学高第1038号通知「留学の取扱いについて」の定めるところにより、校長の留学許可の手続を経ていること。

※2 病気療養 傷病の療養のための入院若しくは通院のため又は自宅療養等を行うために授業の欠席をしたことが、標準修業年限を超えて在学することの原因となったことを診断書等により証明ができる場合をいう。

※3 ⑦又は⑧に該当する者のうち、申請年度の前年12月31日（新入生の場合は入学日）から申請日まで引き続き生徒及びその保護者が都内に住所を有していないものは、やむを得ない場合を除き、減免の対象外とする。

なお、「やむを得ない場合」とは、原則として、配偶者等からの暴力（DV）から避難している場合や病気療養等、やむを得ない事情により生徒及び保護者が都外へ転居した場合を指す。

3 減免の期間

減免の始期は、減免申請書を受理した日の属する月からとし、期間は当該年度を超えない範囲とする。

ただし、就学支援金等を申請し、不認定となった者の減免の始期は、審査結果の通知があった日の翌日以降30日以内に減免申請書を受理した場合には、就学支援金等の申請月からとする。

また、就学支援金等を申請し、認定となった者で、基準⑥又は⑦に係る減免の始期は、審査結果の通知があった日の翌日以降30日以内に減免申請書を受理した場合には、就学支援金等の申請月からとする。

4 手続及び決定

授業料等減免の申請は、保護者が申請書に別記に定める必要書類を添えて校長に提出する。

校長は、授業料等減免の申請があったときは、基準①から⑧までについては、可否、種類を決定し、申請者に通知する。

校長は、基準②及び③の決定に当たっては、「生活保護認定額表」の生活保護と同程度及び準ずる世帯の認定方法、別表1及び別表2の認定方法による比較計算を行う。

5 減免の取消等

校長は授業料等の減免を受けている者が、下記の事由に該当するときは、その減免を停止又は取り消すものとする。ただし、下記(3)について、教育長が必要と認めたときは審査を行い、その

通知をもって校長が取り消す。

- (1) 本人から辞退の申出があったとき。
- (2) 授業料等の減免を必要としなくなったとき。
- (3) 減免の申請の内容に重大な誤りがあると認めたとき。

この場合は、減免したときに遡って取り消すものとする。

6 事務処理

- (1) 校長は、授業料等減免の決定をしたときは、決定から10日以内に授業料等減免報告書を主管課長宛て提出し、調定に関する必要な手続を行う。
- (2) 授業料等減免の認定計算に用いる「生活保護認定額基準表」については、学校宛てに別途通知する。

附 則

この要領による事務の取扱いは、昭和61年4月1日から適用する。

なお、従前の「東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正について(昭和55年12月1日付55教学高第271号)」の通知のうち、授業料減免手続に関しては昭和61年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成17年3月30日付16教学高第2224号)

この要領による事務の取扱いは、平成17年4月1日から適用する。

なお、東京都立高等学校の寄宿舎使用料徴収条例施行規則第四条に基づく減免手続に関しては、この要領に基づき取り扱うものとする。

附 則(平成28年4月1日付27教学高第2307号)

この要領による事務の取扱いは、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和2年4月1日付31教学高第2965号)

この要領による事務の取扱いは、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年4月1日付2教学高第3334号)

- 1 この要領による事務の取扱いは、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年4月分から令和5年3月分までの授業料等減免については、基準⑧中「通算で74単位又は年間で30単位」とあるのは「通算で74単位」と読み替えるものとする。

附 則(令和6年4月1日付6教学高第3577号)

この要領による事務の取扱いは、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年7月9日付7教学高第1274号)

この要領による事務の取扱いは、令和7年4月1日から適用する。